

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和8年 第3回定例会)

質 問 順 位	3	8 番 議 員	大 久 保 由 美 子
質 問 事 項 1	町公式LINEを活用した行政手続の拡充について		
質 問 の 要 旨	行政サービスについては、これまでの窓口や電話、書面による申請・届出等に加え、スマートフォンの普及に伴い、時間や場所を問わず、24時間いつでも行政手続を行うことができる環境の整備が進んでいる。 本町においても、公式LINEを活用した行政情報の発信や、各種申請や予約、届出等の利用が可能となっている。今後、住民の利便性をさらに高めるためには、公式LINEを情報発信の手段にとどめず、住民と行政をつなぐデジタル窓口として、行政手続、行政サービスをさらに拡充することが望まれる。そこで、道路や河川、公園の損傷箇所を住民が写真等を添えて知らせる損傷通報や、各種健診の予約、今後導入予定のデマンドタクシーの予約等を含め、公式LINEの活用の拡充について、町の見解を問う。		
具体的な質問 及 び 質 問 の 相 手	(1) 公式LINEの運用開始時期と過去3年間の登録者数を示せ		町 長
	(2) 公式LINEによる受付開始からの申請や予約等の件数と推移を示せ		町 長
	(3) (2)に対し窓口や電話、書面による申請割合をそれぞれ示せ		町 長
	(4) 公式LINEを活用し得られた効果を示せ		町 長
	(5) 道路・河川・公園の損傷通報を導入する考えはないか示せ		町 長
	(6) 各種健診の予約や、導入予定のデマンドタクシーの予約への活用の見解を示せ		町 長
	(7) 今後、行政手続等の電子化拡充の考えと課題を示せ		町 長

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和8年 第3回定例会)

質 問 順 位	3 8 番 議 員 大 久 保 由 美 子	
質 問 事 項 2	育児休業中の放課後児童クラブ利用について	
質 問 の 要 旨	こども家庭庁は、令和8年6月29日に各自治体へ通知を行い、児童福祉法の「労働等」には保護者が育児休業期間中の場合等を含めることができるため、実施主体である市町村の判断により、育児休業中であっても児童の放課後児童クラブを利用することが可能であることを明確にした。そこで、本町におけるこれまでの対応と、今後の対応について町の見解を問う。	
具体的な質問 及 び 質問の相手	(1) 放課後児童クラブ2カ所の定員と令和7年度の利用児童数、また、その内の夏季休業中の利用児童数を示せ	教育長
	(2) 育児休業中の利用について実績を示せ	教育長
	(3) こども家庭庁の通知を受けての見解及び今後の方針を示せ	教育長